



今後のワクチン接種について

市では、ワクチン接種を着実に実施するために、ワクチンの納入状況に合わせて、年齢の高い人から、順次予約を受け付けています。

なお、12～15歳の人についても7月30日に接種券を送付しました。

年 齢	生年月日	予約可能日
55 歳以上	昭和42（1967）年4月1日以前生まれ	予約受付中
45 ～ 54 歳	昭和42（1967）年4月2日～ 昭和52（1977）年4月1日生まれ	8月16日 から予約可
40 ～ 44 歳	昭和52（1977）年4月2日～ 昭和57（1982）年4月1日生まれ	8月30日 から予約可
39 歳以下	昭和57（1982）年4月2日～ 平成21（2009）年7月31日生まれ	決まり次第、HPや 市公式LINEなどで お知らせします

★年齢に合わせて、予約の開始時期が異なります。

★39歳以下の方の予約開始日は、接種状況やワクチンの納入状況をみながら設定します。

※決まり次第、市ホームページ等でお知らせします。

※予約はWEBサイトや
コールセンターで。

予約 WEB サイト

<https://v-yoyaku.jp/402028-omuta>



コールセンター

0120-950-122

午前9時～午後8時

! 電話がつながりにくい場合があります。
また、かけ間違いのないように、十分
注意してください

今後12歳になる人（平成21（2009）年8月1日以降に生まれた人）は、次のように送付します

- ・平成21年8月・9月生まれ ⇒ 10月上旬にまとめて発送
- ・平成21年10月以降生まれ ⇒ 11月以降に、ひと月ごとに発送

集団接種会場

※イオンモール大牟田会場には、次の日程で手話通訳者を配置します。
8月29日(日) 午後1時～4時30分

日 程		接種会場		開場時間
8月22日(日)	大牟田文化会館(小ホール)	ゆめタウン大牟田 (2階寝具売り場横)	イオンモール大牟田 (2階イオンホール)	午後1時 ～ 午後4時30分
8月29日(日)	手鎌小学校(1階教室)			
9月 5日(日)	労働福祉会館(中ホール・研修室)			
9月12日(日)	大牟田文化会館(小ホール)			
9月19日(日)	労働福祉会館(中ホール・研修室)			
9月26日(日)	大牟田文化会館(小ホール)			
※接種会場は変更する場合があります。 ホームページ等で確認してください。				

信

頼できる情報を入手し

ワクチンについて正しく理解しましょう

ワクチンに関するデマや不確かな情報には注意が必要です。厚生労働省のサイトにあるワクチンQ & Aで、正しい理解をしましょう。

厚生労働省サイトは
こちらから →



Q & A

新型コロナワクチンについて
知りたいことを選択してください



ワクチンの仕組み



ワクチンの効果



ワクチンの安全性
と副反応

01 被災者生活再建支援金基礎支援金の申請期限が1年延長されました

■問合せ 福祉課 障害福祉担当 ☎41-2663 FAX 41-2664

令和2年7月豪雨により、住宅に著しい被害を受けた人の生活の再建のため、支援金を支給します。

▶対象世帯・支給額 ※単身世帯は、いずれも以下の額の3/4

対象世帯	支給額		
	①基礎支援金	②加算支援金（住宅の再建方法）	
全壊世帯 解体世帯 ※1	100万円	建設・購入	200万円
		補修	100万円
		賃貸 ※3	50万円
大規模半壊	50万円	建設・購入	200万円
		補修	100万円
		賃貸 ※3	50万円
中規模半壊 ※2	—	建設・購入	100万円
		補修	50万円
		賃貸 ※3	25万円

※1 解体世帯は、り災証明書が大規模半壊または半壊で、基礎を含む家屋全体を解体した世帯です（被災当時、賃貸住宅にお住まいの方で、半壊の住宅を貸主（所有者）が解体した場合も含まれます）。

※2 中規模半壊に該当する世帯には、昨年12月下旬に市より案内通知を郵送しています。

※3 賃貸は、公営住宅および市の借上げ住宅を除きます。

▶申請期限 ①基礎支援金：令和4年8月5日(金)まで ②加算支援金：令和5年8月7日(月)まで

02 福岡県被災者住宅再建支援事業

■問合せ 福祉課 障害福祉担当 ☎41-2663 FAX 41-2664

令和2年7月豪雨により、住宅に著しく被害を受けた世帯が、県内で住宅を再建（建設・購入・改修）するために金融機関等から融資を受けた場合、その利子相当額の補助を行います。

▶対象世帯 以下、①～③のいずれかに該当する人

- ①り災証明書で全壊、大規模半壊の判定を受けた人
- ②り災証明書で半壊の判定を受け、その住宅を解体した人
- ③り災証明書で半壊の判定を受け、中規模半壊に該当する人

▶支給額 融資の種類により算出し、上限は100万円

▶申請期限 以下、①、②のいずれか早い日まで

- ①住宅を再建し、その住宅に入居した日から起算して6月を経過した日まで
- ②令和5年8月7日(月)まで



★り災証明書・被災証明書

入院などの特別な事情により、申請期限（令和3年7月5日）までに申請されていない場合は、相談してください。

■問合せ 福祉課 障害福祉担当 ☎41-2663 FAX 41-2664